

## 平成22年5月3日付「鏝競り合い改善」の変更に関する補足説明

このたびの変更は、平成21年度全国高等学校剣道選抜大会後に以下のような問題提起がなされ、この問題に対し鏝競り合い改善の趣旨に則りより教育的に対処するために行った。

変更にあたっては、「公正、公平に、潔く、明らかに剣先の触れない位置まで間合いを切って鏝競り合いを解消させる。」という趣旨を根拠に行った。

<平成21年度全国高等学校剣道選抜大会後に出された問題提起>

- 1、左上段の分かれ方・・・剣先が離れようとする直前で左足を残し右足を引いて上段をとる。
- 2、剣先が離れようとする間から、歩み足で大きくさがりながら上段をとる。
- 3、左足前のままで剣先の離れる位置まで間合いを切りそのまま左上段をとる。
- 4、剣先が離れようとする間から、左足を残し右足だけ引いて中段の構えで間合いを切り、直後に右足を出して攻めたり打突したりする。

<変更の要点と指導上審判上の留意点>

- 1、「右足前の中段の構えを基準として」という文言を挿入した趣旨について。

右足前の中段の構えを基準として（明らかに）剣先が触れない位置まで間合いを切らなければならない。・・・という意味である。具体的には次のような解釈となる。

①明らかに剣先の触れない位置まで間合いが切れたか否かの見極めは、右足前の中段の構えを基準として判断する。

②左足前の中段の構えで剣先の触れない位置まで間合いを切った場合、左足前の中段の構えであることのみで反則とはしない。

従って、歩み足であろうが送り足であろうが大きく間合いが切れて、左足前の中段の構えになったとしても、「右足前の中段の構え」を基準として（想定して）明らかに剣先が触れない位置まで間合いが切れていると判断できれば反則とはしない。

ただし間合いを切る時に右足を引く等で左足前の中段の構えとなり、剣先は明らかに触れてはいないが、剣先と剣先との間が近く、「右足前の中段の構え」を基準として（想定して）見極めた場合、明らかに「剣先が触れている間合い」と判断できる場合は反則とする。

- 2、具体的事例の解釈、判断について。

①「剣先が離れようとする直前で左足を残し右足を引いて上段をとる。」は、まだ剣先が明らかに離れる前に上段をとったと解釈し、「鏝競り合い改善の補足事項」5—(2)一キを根拠に反則とする。

②歩み足で大きく間合いを切る流れの中で左上段をとる場合は、剣先が明らかに触れない位置で左上段をとれば反則としない。

③「剣先が離れようとする直前で左足を残し、右足を引いて中段の構えのまま剣先を離し、その直後に前に出て攻めるか打突した場合、「右足前の中段の構え」を基準として（想定して）見極め、明らかに剣先が触れない位置まで引いてからの攻め、打突であれば反則とはしない。

しかし、「右足前の中段の構え」を基準として（想定して）見極め、明らかに剣先が触れている間合いからの攻めや打突と判断した場合は反則とする。

- 3、各高等学校の指導現場では指導上「右手前右足前の中段の構え」を前提として指導している。従って、そこを根拠として鏝競り合いの解消も「右手前右足前の中段の構え」を基準に、明らかに剣先が触れない間合いまで分かれるように指導する。

以上

## 鍔競り合い改善の補足事項

平成20年5月3日決定

平成21年5月3日一部改訂

平成21年7月7日一部改訂

平成22年5月3日一部改定

(財)全国高体連剣道専門部

### 1、改善の趣旨

現在、高校剣道の試合において試合時間の大半を鍔競り合いに費やしている現状がある。その中で不当な鍔競り合いや、中途半端な間合いから公明正大さに欠ける試合行為が多く誘発されている。これを改善するために、①正しい鍔競り合いを徹底させる、②試合時間の大半を「鍔競り合いに費やす試合展開」から「間合いを取り、対峙して攻め合う試合展開」に変えていく。

### 2 鍔競り合いの開始と10秒について

鍔競り合いの開始は、「正しい鍔競り合いの形」に入ったところからとし、そこから10秒の対象とする。

ア、試合者双方が接触してから「正しい鍔競り合いの形」に入るまで、勢いや流れで様々な動きが生じるがそのような試合行為中はまだ鍔競り合いとは見なさない。

ただし、そのような試合行為をいつまでも続けて技を出さない、または「正しい鍔競り合いの形」に入らない場合は、「時間空費」または「不当な鍔競り合い」の反則とする。

イ、試合者双方が接触してから、「技も出さない」、「正しい鍔競り合いの形」にも入らない場合の時間や回数は具体的に定めない。主審は試合行動の勢いや一連の流れとして適正か否かで判断する。

ウ、10秒の時間は目安であり、時計等で計測するものではない。従って、審判員は10秒に対する時間感覚をより正確に磨く必要がある。また、試合者も稽古等によって10秒の感覚を身につける必要がある。

エ、審判員は機械的に10秒を判断するのではなく試合の攻防や流れをよく見極めて、試合者が引き技を出そうとするか、または分かれようとする場合は、10秒程度の裁量の中で試合をそのまま流すかまたは合議をかけるかを判断する。

この場合の合議は、時間空費の反則か否かを判定するものである。(不当な鍔競り合いの反則か否かの合議は、10秒の時間と関係なく反則と見なした時点で主審は合議をかける。)

### 3 正しい鍔競り合いについて

ア、「正しい鍔競り合いの形」を示し具体的なイメージの共有を図った。

イ、技を出すための崩しや間のつくりによって「正しい鍔競り合いの形」が瞬間的に変形することはあり得る。

ただし、そのような試合行為を繰り返すだけで技を出さない場合は、時間空費か不当な鍔競り合いの反則とする。この場合、その繰り返しの回数や時間は具体的に定めない。主審は今回の改善の趣旨に則り判断する。

ウ、不当な鍔競り合いの「反則」は、10秒の時間と関係なく反則と見なした時点で主審は試合を中止し合議を行う。

### 4 正しい鍔競り合いからの技について

- ア、正しい鍔競り合いからの引き技を高校剣道から消滅させないために10秒程度の時間を保障した。  
イ、正しい鍔競り合いからの引き技およびその引き技に対する瞬間的な応じ技は有効打突となり得る。  
ウ、正しい鍔競り合いから一方が引き技を出した。これに対し、他方が追い込んで技を出すことはよい  
か？

→引き技を出した相手に対し、追い込んで打突する試合行為は何ら問題にならない。(勝浦研修最終日に確認済み)有効となり得る。また、追い込んで来た打突に対する応じ技もあり得る。

- エ、鍔競り合いから引き技を出し、直ぐに前に出て打突する技は有効となるのか。

→引き技を出した場合は剣先が触れない位置でなかったとしても解消と見なす。従って、それに続く次の打突もあり得る。

しかし、引き技が「1本にする意思がなく時間かせぎのような打突」であると判断された場合は、鍔競り合いの解消とは見なさず時間空費の反則か否かを見極めることになる。

#### <事例①>

引き技で「面—面」の二段打ちがあったとする。1本目の面は軽く二本目の面で決めようとする技と見なされた場合は、「面—面」で一つの技と解釈できる。このような技と「1本にする意思がない時間かせぎのような打突」は区別する必要がある。審判員技術の問題となる。

#### <事例②>

引き技を出した場合は剣先が触れない位置でなかったとしても解消と見なす。引く距離や時間で決められるものではない。時間かせぎのような見せかけの打突ではなく、引く技として見なすことができれば例えお互いの間合いが接近していても鍔競り合いの解消と見なす。

オ、「正しい鍔競り合いの状態から相手が鍔競り合いを解消しようとして、まさに分かれようとする瞬間に出した技は有効打突となり得る。

### 5 鍔競り合いの解消について

鍔競り合いの解消は、(1)引き技を出した場合、(2)お互いに関合いを切って解消する場合の二通りとする。

#### (1)引き技を出した場合

明確に剣先が触れない位置まで間合いが切れなくとも、鍔競り合いの解消とする。

その直後に再度正しい鍔競り合いとなった場合はそこから10秒を数える。

ただし、1本にする意思がなく時間かせぎのように引き技を繰り返すような試合行為は、「時間空費」の反則とする。

また、引き技に対して技で応じるわけではなく、間合いを詰めて体を密着させたり鍔競り合いに持ち込んだりするような試合行為を繰り返す場合は、「時間空費」の反則とする。

#### (2)お互いに関合いを切って解消する場合

お互いに呼吸を合わせて分かれ、剣先が触れない位置まで間合いが切れた時とする。

ア、鍔競り合いを解消するため一方が分かれようとした場合、お互いに深く間合いを切って分かれることとする。この場合、分かれる途中の近間、中間で打突した場合は反則とする。

ただし正しい鍔競り合いの状態からまさに分かれようとする瞬間に出した技は有効打突となり得る。

イ、お互いに呼吸を合わせて深く分かれることが前提であるので、一方が間合いを切ろうとしなければその選手を反則とする。

例えば、間合いを切ろうとしている途中の近間、中間から前に出て間合いをつめたり、止まったり、

竹刀を巻いて竹刀落としをねらうなどの試合行為は反則とする  
ウ、お互いに間合いを切って解消する場合、相手の竹刀を裏鎧で制しながら間合いを切ることはあり得る。

エ、鏝競り合いを解消するために分かれようとする試合行為は、「正しい鏝競り合いの形」に入ってから10秒程度に至るまでのどの時点でもよい。

オ、正しい鏝競り合いの状態からまさに分かれようとする瞬間に出した技は有効打突となり得る。」という事は、鏝競り合いを解消するために分かれようとする時は気を抜かず、油断しないで相手を制しながら分かれなければならないということになる。

カ、ライン際近くで分かれる場合、ライン際の試合者は回り込むなどして場外に出ない行動を自分の責任においてとることとする。ライン際の試合者は引かず、相手が一方的に引かなければならないということではない。

キ、お互いに分かれて鏝競り合いを解消しようとしたが、「剣先が触れない位置」まで間合いが切れていないのに打突した。どのように処理すべきか？

→鏝競り合いの解消は剣先が触れない位置まで間合いが切れたところとする。  
従って、「剣先が触れない位置」まで間合いが切れていないのに打突した場合は反則とする。

→「剣先が触れない位置」まで間合いが切れていないのに攻め始めたり、上段をとったりする行為が行われた場合も反則とする。

(注) 試合者は、右足前の中段の構えを基準として明らかに剣先が触れない位置まで間合いを切らなければならない。剣先が触れない位置まで間合いが切れたか否かが曖昧な場合は、審判の裁量で反則となり得る。  
また、不自然な腕の曲げ伸ばしや足の引き方等によって、剣先が触れない位置まで間合いを切ったように見せる行為も反則となり得る。

ク、お互いに鏝競り合いを解消しようとして分かれたが、「剣先が触れない位置」まで間合いが切れる前に、剣先を開いたり下げたりした場合はどう処理するのか？

→分かれる場合は、相手の剣先や竹刀を制しつつ気を抜かずに間合いを切ることを前提とする。  
従って、平常の指導場面でこのことを徹底させる。  
鏝競り合いが解消する前に、多少剣先が開いたり下げたりしたとしても、お互いに「剣先が触れない位置」まで深く間合いを切るならばそのまま流す。

ただし、剣先を開いたり下げたりすることによって、「剣先が触れない位置」まで間合いが切れたか否かを曖昧にさせるような行為と判断した場合は、「公明正大に試合をしない」という理由で反則にする。

ケ、お互いに鏝競り合いを解消しようとして分かれたが、双方の引く距離に大きな違いがある場合、引く距離の少ない方を反則にするのか？

また、この状況で分かれる途中で一方が打突した場合、打突した方を反則とするのか？  
→お互いに間合いを切ることが前提であるので、一方が間合いを切ろうとしなければその選手を反則とする。従って、明らかに一方が少ししか間合いを切らず、一方的に相手に間合いを切らせる行為と判断できれば反則とする。

(この事例のように分かれ方に問題がある場合は、その時点で「止め、合議」として反則か否かを判断する。「止め」のタイミングが遅く、次の打突を誘発させるのは審判技術の問題であり、こういう状況を作ってはならない。)

コ、正しい鏝競り合いの時間を10秒程度保障しているが、一方が10秒経たずに相手の剣先や竹刀を

制しつつ間をとって分かれようとした。それに対し他方が分かれさせないように体を寄せる行為は、1回でも反則となるのか。

→ 鏢競り合いを解消するため一方が分かれようとした場合、お互いに間合いを切って深く分かれることが前提である。

従って、この事例のように体を寄せることで間合いをつめ、自ら間合いを切ろうとしなければその選手を反則とする。また、お互いに間合いを切る途中で止まったり、竹刀を巻いて竹刀落しをねらうなどの行為も反則とする。

(一方が鏢競り合い解消のために「正しい鏢競り合いの状態からまさに分かれようとする瞬間」は相手が技を出す機会として認めている。しかし、この事例のように一方が相手の剣先や竹刀を制しつつ間をとってしまった時点では、相手も呼吸を合わせて間合いを切って深く鏢競り合いを解消しなければならない。このような間をとってしまった時点からは、間合いを切ろうとしないで体を寄せたり、止まったり、竹刀を巻いて竹刀落しをねらうなどの行為は反則とする。)

サ、「正しい鏢競り合いの形」から鏢競り合いを解消するため、相手の体を崩すなどで、一方的かつ瞬間的に相手が間合いを切った場合、剣先が触れない位置まで間合いが切れなくともそこを追い込んで打突することは反則となるか？

→ この事例のような「一方的かつ瞬間的」な分かれ方と「相手の剣先や竹刀を制しつつ間をとってお互いに呼吸を合わせて」の分かれ方は区別する必要がある。

従って、この事例の場合追い込んで打突することは反則にならない。有効になり得る。

ただし、ただ追い込んで間合いをつめて鏢競り合いに持ち込むだけであり、かつ10秒を超える場合は時間空費の反則とする。

シ、接触後、「正しい鏢競り合いの形」に入ろうとせず、すぐに分かれようと間合いを切る行為はどう処理すべきか？

→ 「正しい鏢競り合いの形」に入るまで、勢いや流れで様々な動きが生じることはあり得る。

この事例のように、「正しい鏢競り合いの形」に入ろうとせず、分かれるために一方的に間合いを切ってさがる場合は、①そのまま分かれれば特に処理する必要はなく流す、②一方的に間合いを切ってさがるとうところを攻めて打突することは反則にならない。有効になり得る、③お互いに技を出すこともなく、「正しい鏢競り合いの形」に入ろうともしないまま10秒程度が経過したら、この状態を長引かせている方を時間空費の反則とする。

6 「分かれ」については、主審が高校生レベルのこう着状態と判断せざるを得ない場合のために、「分かれ」を活用する余地を残した。

(1) 試合者双方が正しい鏢競り合いで攻防し、分かれようとしているが分かれられない状態と判断せざるを得ない場合「分かれ」をかける。

(ただし、分かれようとする努力がなければ反則となるのでその見極めを厳密に行う必要がある。)

(2) 今回の改善策を徹底すれば、試合は活性化し実質的に「分かれ」をかける場面はなくなるはずである。そういう意味で安易に「分かれ」はかけないようにする。

#### <付記>

1、今回の抜本的改善の中核となることは、監督(指導者)が趣旨を十分理解し選手(生徒)に対して指導を徹底させることである。

2、監督(指導者)が趣旨を十分理解し指導した内容を選手(生徒)に正しく守らせ実行させるために、審

判員はこの改善策の内容を十分把握し、審判技術を高め厳正に裁定する責務を負う。

- 3、「鏢競り合いの抜本的改善」を達成させるためには、指導現場での監督(指導者)の「指導」と大会での審判員の適正な審判を連携、連動させていくことが重要となる。

そのために、高校剣道を指導する者は監督(指導者)の立場と審判員の立場の一方のみに偏ることなく、双方の立場に立って高校剣道の健全なる発達を図るように努力する必要がある。

- 4、今回の改善策は課題解決のための対処療法である。

従って、高校剣道の鏢競り合いに関わる現状を今後も分析しながら、〈申し合わせ事項〉および〈補足事項〉は毎年見直し必要に応じて修正していく必要がある。

以上